

東京の木多摩産材を原材料とする合板生産支援事業実施要綱

8農振財森第476号

令和8年6月16日

(目的)

第1 合板は幅広い分野で利用される木材製品であることから、東京の木多摩産材を原材料とする合板の生産拡大は、多摩産材の利用拡大に加え、多摩地域の森林循環の促進と森林の公益的機能の向上に寄与する。

この要綱は、公益財団法人東京都農林水産振興財団(以下「財団」という。)が、森林を守る都民基金設置規程(平成10年4月1日制定)に基づき、多摩産材を原材料とする合板の生産支援に関する事業を円滑に進めるため、必要な事項を定める。

(事業内容)

第2 財団は、東京の木多摩産材を原材料とする合板(以下「多摩産材合板」という。)を生産し、販売等を行う事業者に対し、予算の範囲内において次に掲げる事業(以下「助成事業」という。)を実施する。

(1) 多摩産材合板の生産費用の一部への助成

(2) 「東京の木多摩産材認証制度」の利用事業者認定等に係る費用への助成

(事業対象者)

第3 助成事業の対象者は、多摩産材合板を自ら生産する事業者又は合板工場等への生産委託により生産する事業者とする。

2 前項の生産委託における助成対象者は、生産委託契約ごとに、当該契約の当事者である委託者又は受託者のうちのいずれか一者とする。

3 第1項の規定にかかわらず、暴力団(東京都暴力団排除条例(平成23年東京都条例第54号。以下「条例」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)、暴力団員等(条例第2条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ)及び法人その他の団体の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員に暴力団員等に該当する者があるものは、助成対象としない。

(その他)

第4 この要綱に定めるもののほか、助成事業の実施について必要な事項については、別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和8年6月16日から施行する。